

本年度社労士試験合格者体験記

③

本誌令和5年11月号に掲載しました『本年度社労士講座合格者』のみなさまの社会保険労務士を目指した理由、学習方法、今後の抱負などをご紹介します。

初めての方も再チャレンジの方も、勉強のスタートはいつでもOK。

■ 問合先：当協会総合受付 ■

社会保険労務士試験受験対策総合講座 **受講生募集中!!**

☎052-961-1666

社会保険労務士試験合格への思い

前田好幸さん



私は社労士試験の合格をめざし、人一倍時間を費やしました。ここ数年は、マークミス・選択問題1点不足と悔しさ一杯の日々でしたが、あきらめる事はありませんでした。遡ること2008年のリーマンショック後、会社再建と、当時50歳を過ぎた自分の居場所確保のため、東奔西走の慌ただしい毎日を送っていました。緊急雇用調整助成金申請手続きに労働局を訪れた時です。対応頂いた社労士の先生から、「営業

職の貴方がこの難しい申請書を作るなら、社労士の資格を取ってみない？」と勧められたのです。何故か心に残りしました。2、3年経ったある日、某監督署に協定届を提出した時、本講座の案内書が目にとまりました。これだ！「運命の出会い」です。迷うことなく受講を始めました。月1〜3回通いました。これで知識を深め、会社を守り資格も取れる。味わった事のないわくわく感が私を包み込みました（今もその気持ちは続いています）

繰り返して聴き、スライド資料とテキストをとことん読み返しました。好きで始めた受験勉強、合格するぞという気持ちにブレはなく、前進あるのみです。正に継続は力なり。今現在、合格を目指す受講生の皆様、決してあきらめないでください。

今度はおあなたの番です。最後に講師の皆様のゆるぎない温かいご支援の数々、同じ目標を持つ仲間の方々の友情、身に着けた知識と資格、あきらめない心、すべて私の宝物になりました。（60歳代・自営業）

【社会保険労務士受験対策総合講座】合格サポート講座

受験実戦（模擬試験）講座

即日採点・試験官の説明も本番と同じ。DVD受講も可能！
模擬試験で試験の雰囲気を体験し、問題解説で解答技術を会得しませんか。

■半日模試■ 午前に模擬試験を行い即時採点。午後から解説

社会保険編 令和6年4月6日(土)・労働編 令和6年7月20日(土)
労働編 令和6年4月7日(日)・社会保険編 令和6年7月21日(日)

■1日模試■ 本番と同じスケジュールで模擬試験。即時採点、解説配布
令和6年6月23日(日)

時間:各日とも9:00~17:00
受講料:半日・1日模試とも1回 5235円

※自主学习者など、模擬試験のみのご利用も可能

お問い合わせは、「社労士受験 何でも相談室」(☎052-938-7567)まで

愛知県下各労働基準協会主催
社会保険労務士試験受験対策講座

「**受講者・合格者・講師合格祈念交流会**」開催

さる1月6日、愛知県下各労働基準協会はウイールあいち(名古屋市中区)セミナールームにおいて「社会保険労務士試験受験対策講座」の受講者・講師・合格者の情報交換と懇親を図ることを目的に、受講者・合格者・講



令和5年度社会保険労務士試験合格者

師合格祈念交流会」(第一部 歴代合格者会、第二部 意見交換会)を開催しました。当日は、「歴代合格者会」に35名、「意見交換会」に70名が参加しました。先に行われた「歴代合格者会」では、はじめに歴代合格者会 吉山嘉久会長(特定社会保険労



参加者全員で乾杯

務士)が開会挨拶を行い、次の「合格者活動内容」では当講座を受講し合格した合格者2名が現在の活動を発表、続いて当講座主任講師の市之瀬高司特定社会保険労務士(当協会専務理事・事務局長)が「受験講座と合格者の現状」「受験合格者への労働基準協会の支援活動」について説明を行いました。

引き続き行われた「意見交換会」は、会場をウイールあいち内のレストランに移し、同じ目的を持った受講者同士の仲間づくりをはじめ、合格に向けた活発な意見交換等が盛大に行われました。

社会保険労務士受験対策講座 合格サポート講座

【年金基礎講座】 DVD受講可

令和6年3月10日(日) 9:00~17:00

受験対策講座での本格学習の前に、年金の基礎知識をわかりやすい事例から学びます。

講師：若井大志特定社会保険労務士(年金アドバイザー)

受講料：5235円

※自主学习者など、本講座のみのご利用も可能

チャレンジ 国家資格! 企業在職者向け
 全土日曜日13日間 集中講座

社会保険労務士試験
 受験対策総合講座



社労士受験何でも相談室(相談無料)

☎052-938-7567

労働○×クイズ ⑪ 答えと解説

答え ×

解説 誤り。B社のみ支払が必要で、A社で支払った分は還付されます。なお、健康保険においてはA社B社ともに支払います。(厚生年金保険法19条2項)

(平成28年社労士試験出題参照)

